

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料納付、領収書の管理もすべて夫に任せていた。昔のことで領収書も有ったり無かったりしていて、その時の領収書を探しても見付からないが、私の夫はいつも有り金を2等分して夫婦で一緒に同じだけ納めていたので、申立期間について、夫の保険料が納付済みで私のみ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫と連番で昭和42年4月に払い出されていることから、このころ申立人の夫は夫婦に係る国民年金加入手続を行い、夫婦共に36年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられ、その後、特例納付及び過年度納付により上記加入手続の時点では未納とされていた期間の夫婦の国民年金保険料の納付に努めていたことがうかがわれる。

また、申立人及びその夫が保管している保険料の領収書によれば、過年度納付が多かったことが確認できるが、申立人の申立期間を除くと、夫婦で保険料が未納とされているのは昭和53年4月から同年9月までの6か月のみであり、申立人の夫は過年度納付になりながらも確実に保険料を納付するように努めていたこともうかがわれる。

さらに、当該保険料の領収書からは、夫婦の保険料が同時に納付されていたことが確認でき、申立期間の保険料について、申立人の夫は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年9月までの期間及び44年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年9月まで  
② 昭和44年4月から同年6月まで

申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、当時自宅に集金に来ていた町内会の役員に納められなかったことから、後日に3か月分の納付書により自宅近くにあったA町役場の窓口で納付したもので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合計しても6か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①及び②の前後は国民年金加入期間で、国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を含む期間において転居等申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高かった申立人が、申立期間①及び②のみを未納としているのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①において納付したとする国民年金保険料月額(200円)は、当時の保険料月額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年7月まで

私は、申立期間当時は学生で、国民年金保険料は亡母が集金人に納付していた。月額100円の納付書を見た記憶がある。昭和41年2月に、39年8月から40年3月までの8か月の未納保険料を納付した。その直前の申立期間が未納であれば8か月分だけでなく申立期間分も一括して納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人が居住していたA市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立人の国民年金資格取得届が昭和40年7月に提出されたことが記載されており、申立人の国民年金加入手続は、申立人が専門学校生であった期間中（38年9月から41年8月まで）に行われたことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料を41年2月に、40年4月から41年3月までの保険料を同年4月に納付したことが記録されている。

以上のことから、申立人が主張するとおり、申立人が学生であった当時に、その母親が申立人の国民年金加入手続を行い、それ以前の未納であった保険料を納付していたことが確認でき、申立人の説明の信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われた昭和40年7月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。上記のとおり、申立期間の直後の39年8月から40年3月までの保険料は過年度納付されており、申立人の母親が、同様に過年度納付が可能であった申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

私が申立期間当時に住み込みで勤務していた店の店主から国民年金制度の説明を受け、加入を勧められたので、同店の事務員に加入手続を頼んだ。保険料は、国民年金手帳に100円札を挟み、毎月月初めに店の事務所に来た集金人に納付していた。私が集金人に納付したのは1、2回で、ほかは事務員に国民年金手帳と現金を渡して納付してもらっていた。国民年金手帳の昭和36年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られているし、私はきちんと納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に申立人の当時の雇用主夫婦及び同僚一人と連番で払い出されており、申立期間当時に、雇用主から国民年金への加入を勧められたので、事務員に加入手続を頼んだとする申立人の説明と符合する。

また、申立期間当時、月額100円の国民年金保険料を国民年金手帳により納付していたとする申立人の説明は、当時の保険料額及び保険料納付方法と合致している上、申立人が国民年金手帳による保険料納付方法を知り得る機会は申立期間以外には無く、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人が昭和36年3月に国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、同年4月以降の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然であるほか、申立人の国民年金加入期間132か月のうち未納は申立期間の11か月のみである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和21年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から21年2月1日まで

私は、昭和19年1月10日にA社B支店へ入社し、21年1月31日まで勤務した。同社の在職証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月10日から21年1月31日までA社B支店で勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の被保険者であったはずだとしているが、社会保険事務所の記録では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社の人事記録により、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和19年1月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録とされている。しかし、A社B支店の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ19年1月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失したと記録されている。

一方、社会保険事務所は、A社B支店の被保険者名簿について、戦災により焼失したとしていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険

者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけとされた空襲の翌日の同年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認でき、オンライン記録上の資格喪失日は、事実在即したものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年2月1日とすることが妥当であると判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA組合により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同共済組合における資格取得日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、A組合が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年10月1日まで

私は、昭和50年10月から53年6月までA組合に勤務していたが、申立期間の農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無い。

しかし、私には、A組合の在職期間証明書があり、間違い無く申立期間に勤務していたので、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A組合の在職期間証明書及び社会保険庁の保管する還付整理簿によれば、申立期間の国民年金保険料は被用者年金制度への加入を理由に還付されていることから、申立人は、昭和50年10月1日からA組合に勤務し、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、A組合は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの組合員資格の取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、A組合が昭和51年10月1日付けで申立人が組合員資格を取得した旨の組合員資格新規取得届を保管していることから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1949

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月31日から20年9月1日まで

私は、昭和20年8月末まで継続してA社B支店で勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が19年12月31日とされている。厚生年金保険料の控除についての資料は何も無いが、勤務していたことははっきりと覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B支店に勤務していた複数の同僚及び現在の同社会長が「工場は戦災を免れ、終戦まで稼働していた。」としている上、同僚の一人が、「A社B支店での勤務中に申立人と同じ場所で玉音放送を聞いた。」と証言していることから、申立人は、同社において少なくとも昭和20年8月15日までは勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人を含め、相当数の被保険者について資格喪失日の記載が無く、その理由は不明であるが、社会保険事務所が管理する同社B支店の年金記録は完全なものであるとは言い難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の扱い、厚生年金保険料の控除についてA社に照会したが、当時の資料は焼却したとしており、これらを確認できる当時の資料は確認できない上、証言も得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ正社員であり、仕事内容も同じであったと証言している同僚一人の資格喪失日は、社会保険事務所が保管している健

康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、昭和20年8月31日であるが、51年から平成4年までの間にマイクロフィルム化された同名簿には同人に係る記載は無く、社会保険事務所が保管している同名簿における同人の資格喪失日は、同名簿のマイクロフィルム化以降に追記されたものであることがわかる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録に係る管理は不適切であったものと推認できることから、申立人のA社B支店における資格喪失日は、少なくとも同社における勤務実態が推認できる日の翌日である昭和20年8月16日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から同年9月1日までの期間については、申立人がA社B支店に勤務していたことを確認できる関連資料及び証言が得られない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和37年に入社してから平成15年に定年退職するまで継続して申立事業所に勤務していた。社会保険庁の記録では、転勤の際に1か月の空白期間が生じているが、給与からは社会保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B支店の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和44年3月21日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成15年にA社と合併して事業を引き継いだD社は、不明と回答しているが、申立人と一緒にA社B支店から同社C支店に異動した同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主が同社C支店での厚生年金保険の資格取得日を昭和44年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年6月21日まで  
② 平成5年6月21日から6年4月1日まで  
③ 平成6年4月1日から同年9月29日まで

申立期間①から③については継続して勤務しており、給与は入社から退社まで40万円ぐらいだったことから、標準報酬月額及び被保険者期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は申立人が主張する41万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月1日）以降の6年1月11日付けで、平成4年12月から5年5月までの標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該期間当時は、営業職の一従業員であったと証言しており、A社の商業登記簿謄本においても、申立人が同社の役員であった記録は無く、申立人は、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人は、A社において平成5年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、6年4月1日に関連会社のB社において資格を取得しているところ、申立人は、当該期間も継続して勤務していたと主張するものの、当該期間に申立人がA社又はB社に勤務していたとする同僚等の証言は得られない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人は、平成5年6月20日にA社を離職し、6年4月1日にB社において資格を取得しており、いずれも厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、社会保険庁のB社に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録が20万円とされているが、約40万円の給与をもらっていたので標準報酬月額が低すぎると申し立てている。しかしながら、同社は平成6年9月29日に全喪しており、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額は確認できない。

また、雇用保険被保険者台帳により、平成6年4月1日の申立人のB社での資格取得時における賃金支払に係る態様の月額は20万円であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録においても<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額の訂正は行われておらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1952

### 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和56年3月から同年9月までは15万円、57年9月は18万円、同年12月及び58年3月から同年9月までの期間は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 3 日から平成 13 年 4 月 1 日まで  
給与明細書に記載されている支給額と社会保険庁に記載されている標準報酬月額に差があるので調査してほしい。A社の事業主から厚生年金保険の内容について一度も説明が無く、今回初めて差があることを知り、びっくりしている。このままだと、年金の受給額が予想より少なくなってしまう。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の報酬月額は、申立期間のうち、昭和56年3月から同年9月までは13万4,000円、57年9月は15万円、同年10月から58年9月までは18万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和56年3月から9月までについては15万円、57年9月から58年9月までについては19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額

から、昭和 56 年 3 月から同年 9 月までについては 15 万円、57 年 12 月及び 58 年 3 月から同年 9 月までの期間については 19 万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、57 年 9 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、上記期間のすべてについて一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間については、申立人が主張する報酬月額及びこれに見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、又は給与明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年2月29日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から3年9月30日まで  
② 平成3年9月30日から4年2月29日まで

社会保険事務所の調査で、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が引き下げられているのを知った。控除額を確認できる資料は無いが、引き下げられた標準報酬月額は、当時の給与と大きく異なるので、申立期間①における標準報酬月額を訂正してほしい。

また、社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険資格喪失日が平成3年9月30日とされているが、実際は5年7月まで勤務しており、会社が全喪するまで厚生年金保険の被保険者であったと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は申立人が主張する53万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年2月29日以降の同年6月3日付けで、当該期間の標準報酬月額が遡及して18万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処

理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成3年6月\*日に取締役  
に就任していることが確認できるが、同社の従業員に照会したところ、申立人  
は、営業担当の部長であり、社会保険事務に係る権限を有しておらず、標準報  
酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立  
人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、  
申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に  
当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立  
人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しな  
くなった日（平成4年2月29日）より後の同年6月3日付けで、遡及して3  
年9月30日と記録されたことが確認できるが、社会保険事務所においてこの  
ような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、雇用保険の記録（平成4年2月28日離職）により、申立人は、当該  
期間も継続してA社に勤務していたことが確認できる。

さらに、平成4年6月3日付けで、申立人と同様に、資格喪失日を遡及して  
記録された者が20人、標準報酬月額が減額された者は18人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日を遡及して届け  
出る旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失  
日は、雇用保険の離職日に係る記録から判断して、平成4年2月29日である  
と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立期間①において事業主が社  
会保険事務所に当初届け出たと認められる記録から判断して、53万円とする  
ことが妥当である。

## 愛知厚生年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、その後、退職するまで5年間継続して勤務していたが、途中5か月間資格喪失していることが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和36年4月から41年4月まで約5年間継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、昭和36年4月1日の入社以来、勤務形態や業務内容が変わること無く、1年間A社に勤務していた。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同期入社の同僚21人全員について、入社から退職まで継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和36年12月1日及び37年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和34年4月1日から36年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（34年4月1日）及び資格取得日（36年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年4月1日まで

A社に昭和33年11月1日に入社し、同社退職は37年3月であると思う。

昭和34年9月\*日の台風の日にA社の慰安旅行に出かけた記憶がはっきりとある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当時の氏名と同姓同名で、生年月日が1年違いの厚生年金保険被保険者記号番号（昭和36年12月1日に資格取得、37年4月1日に資格喪失。）が基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、複数の同僚の証言により、申立期間において申立人がA社で勤務していたことが認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申

立人のA社における資格取得日は昭和36年12月1日、資格喪失日は37年4月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月1日から36年12月1日までの期間について、申立人はA社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、昭和34年9月\*日に慰安旅行が催行され、その日に台風が来たので、台風に追われるように帰ってきたと証言し、また、当該期間に申立人が勤務し、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言しているところ、当該複数の同僚は、いずれも当該期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月3日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年9月27日から同年10月3日まで

私は、昭和63年10月1日付けでA社B支店から同社C支店へ転勤した。

給与明細書のとおり、昭和63年9月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和63年10月3日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月の給与明細書の保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から平成15年9月1日まで  
② 平成19年4月27日  
③ 平成19年8月10日

私は、A社に平成13年2月1日から19年7月31日まで勤務していた。

このうち、申立期間①については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が24万円とされているが、私が保管しているA社の給与支払明細書によると28万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、A社で支給された賞与のうち、申立期間②の平成19年3月分と申立期間③の同年夏期分については記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管している当該期間に係る給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保管している平成14年度の被保険者標準報酬決定通知書により、同社は申立人の申立期間①の標準報酬月額を28万円と届け出ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）であったと認められる。

一方、申立期間②については、申立人が保管している賞与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、社会保険事務所に届け出た賞与支払予定月（8月及び12月）以外の賞与からは、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③については、申立人が保管している平成19年8月10日の賞与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているところ、申立人は、平成19年8月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人が主張する同年8月10日は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、A社も、申立期間③については、厚生年金保険料の納付義務が無いことは承知していたものの、誤って保険料を控除したとしている。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できるが、当該期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったといえないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日は、昭和20年4月1日及び同年9月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月20日まで

私は、学校を卒業し、兄と姉が勤めたA社B支店に新卒採用され、昭和20年4月1日から終戦後の同年9月19日まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月1日から同年9月19日までA社B支店において勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人が申立期間後に勤務したC社の社員名簿（A社B支店に昭和20年4月に入社、同年9月退社。）及び申立人が学校を卒業後、新卒採用され、同年4月1日に同社B支店に入社した状況、学校で基礎訓練を受け、終戦後は調理用品を作っていたとする申立人の説明は具体的で当時の文献資料と一致し、信憑性<sup>びよう</sup>が認められることから、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたものと認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所は、A社B支店の被保険者名簿については、戦災等により消失し、一部不明となっている可能性があるとしており、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の紛失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日は、昭和20年4月1日及び同年9月20日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 愛知厚生年金 事案1959

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

私は昭和26年4月の入社から平成5年1月に退職するまで、A社に継続して勤務していた。人事異動で同社C支店から同社B支店に異動になった際に1週間ほど厚生年金保険の記録が抜けている。1か月だけ厚生年金保険料が控除されなかったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に、昭和26年4月2日から平成5年1月31日まで継続して勤務し（昭和47年5月25日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日を41年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を39年4月から同年7月までを1万6,000円、同年8月から41年3月までを2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年4月1日まで

私は、昭和39年4月1日から2年間A社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言によると、申立人は、申立期間においてA社に昭和39年4月に入社し、41年3月まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の上司は、「申立人はA社で正社員として勤務しており、正社員は全員、厚生年金保険被保険者資格を取得していた。」と証言している上、申立人が記憶している複数の同僚には、いずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職場に勤務していた同年齢の同僚の記録から、昭和39年4月から同年7月までを1万6,000円、同年8月から41年3月までを2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出

された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 1961

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年7月31日まで  
平成12年2月から同年6月までの標準報酬月額が資格喪失後に26万円から9万8,000円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(平成12年7月31日)の後の同年8月11日付けで、同年2月1日までさかのぼって、26万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成12年8月11日付けで、同僚二人の標準報酬月額の記録もさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する執行停止整理簿によれば、申立期間当時のA社には、厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

加えて、A社の閉鎖事項証明書によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同僚は「申立人は営業部長であり、厚生年金保険事務には関与していなかった。」旨証言をしていることから、申立人は、同社の社会保険事務についての権限を有しておらず、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成12年8月11日付けで行われた標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和31年7月9日、資格喪失日は、32年1月15日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年7月9日まで  
② 昭和31年7月9日から32年1月15日まで

私は昭和31年4月1日から同年7月8日までB社に、同年7月9日から32年1月14日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、調査の結果、申立人が勤務していたと主張するA社の被保険者名簿に、申立人と同一氏名で、生年月日の月のみが相違する者が昭和31年7月9日に資格を取得し、32年1月15日に資格を喪失している被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、申立人は、A社の所在地、事業内容及び同社において被保険者記録のある複数の同僚の氏名を記憶していることから、申立期間②当時、申立人は、同社に勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人がA社を退社後に入社したC社における厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の生年月日は、A社における厚生年金保険被保険者名簿の未統合記録と同じ昭和15年\*月\*日であることが確認できるところ、C社における記録は、既に平成20年1月22日に申立人の基礎年金番号へ

統合されている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和31年7月9日、資格喪失日を32年1月15日として届出を行っていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、B社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚が申立人を覚えていることから、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、同僚の証言によると、申立人の勤務期間は不明であり、申立人の記憶もあいまいであるため、勤務期間を特定することができない。

また、申立人と同時期に入社した同僚の厚生年金保険被保険者記録は、入社から約3か月後の資格取得となっている。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、B社は申立期間①当時の資料を保管しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 2 日から 34 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 3 日から 36 年 4 月 30 日まで  
③ 昭和 36 年 5 月 2 日から 37 年 3 月 6 日まで

脱退手当金は受け取った記憶が無い。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 38 年 3 月 28 日に支給されたこととされている上、申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 10 か月であるとともに、当該事業所の申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性 9 人のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無く、事業主から脱退手当金の説明も無かったと証言する同僚もいることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間③後に勤務した会社は、申立人が夫と同棲を始め、結婚するまで勤務した会社であることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び同払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 7 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び③と申立期間②は異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から54年4月まで

私はA市B区とC市の両方で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間に保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続時期、国民年金保険料の納付方法及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、申立人が居住していたA市B区で昭和54年5月に払い出されており、このころ申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は同年5月に初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立人は上記の昭和54年5月に行われたとみられる国民年金加入手続により同年5月2日に国民年金被保険者資格を取得したとされている上、申立人の夫は48年2月の申立人との婚姻後、申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、同期間について、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないため、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納めることはできなかったものとみられる。

加えて、申立人は、A市B区役所の窓口で保険料として3,000円を納めた記憶があるとしているが、この金額は上記の申立人が初めて国民年金加入手続を行ったとみられる昭和54年度の保険料月額(3,300円)に近い金額である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年3月まで

私は29歳の時、大病をしたこともあり、保険の重要性を知っていた。子供が生まれたばかりであったが、病院を退院する時のアドバイスが記憶に残っており、すぐに国民年金に加入した。加入の手続きは、私の別れた妻が行い、保険料も妻が払っていたと思う。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続き及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の元妻がこれらを行っていたとし、申立期間の保険料の納付場所、納付方法、保険料額等について何も分からないとしている上、申立人の元妻から聴取を行ったが、申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続き及び保険料納付を行ったとの証言は得られなかった。

また、申立人は大病をしたことにより、保険の重要性を知っていたとしているが、この申立内容から申立人は国民年金と国民健康保険とを混同しているものと考えられるほか、申立期間以外にも国民年金未加入期間が散見される。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から51年10月まで

私は、昭和39年7月ごろ、A市役所でアルバイトをしており、国民健康保険に携わっていたが、その時の上司に勧められ、国民年金に加入した。

当初の保険料は270円で、その後、数年間で550円まで値上りしたことを記憶している。

保険料は町内会事務所へ持参して納付していたが、証明するものは何ももらっていなかった。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入を勧められた後、どのように国民年金加入手続を行ったかについては記憶が無いとしている。

また、申立人は申立期間中である昭和45年7月に市内で転居しているが、転居前の期間における国民年金保険料の納付に係る記憶はあまり無いとしているほか、転居後の期間についてもどのような周期で保険料を納付していたのか記憶が無いとしている。

さらに、申立人が昭和39年7月の国民年金加入当初の保険料額として記憶する270円は当時の実際の保険料月額(100円)とは相違する上、保険料月額が270円であった期間は無く、申立人の申立期間中の保険料の値上りに係る記憶(270円から550円まで)も申立期間を通じての実際の状況(100円から1,400円まで)とは一致していない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月にA市に交付された年金手帳に付されていたものであり、この記号番号により同年11月に国民年金に任意加入したこととされている上、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらないことから、申立

人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは同年 11 月であり、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになるため、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から57年12月まで

会社退職直後の昭和50年4月ごろに妻がA市B出張所で私の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は同居していた両親が八百屋を営んでおり、毎日、C農協の担当者が来ていたことから、妻が同農協の担当者に納付書で私の分も含めて二人分の保険料を納めていた。同市内で転居してからも同農協の担当者に妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、一緒に納付していた妻が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は申立人の国民年金加入手続時期についての記憶は無く、申立人が会社を退職後、それほど間をおかずにA市B出張所長に申立人の加入手続をしてもらったことは覚えているとしているが、同市では、申立人の妻が加入手続をしたとする同出張所長が同出張所に在籍していたのは、昭和57年2月1日からであるとしていることから、申立人の妻の記憶とは相違する上、申立人の妻は、申立人の保険料を一緒に納付したとする保険料の納付周期、納付金額等、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月18日に払い出されており、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、手帳交付年月日欄に「58.4.18 初」の記載があるほか、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金未加入となり、保険料を納付することはできな

かったものと考えられる上、手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、50年4月から55年12月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、56年1月から57年12月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人の妻は当該期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無い。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料を申立人と一緒に納付していたとしているが、申立期間においてA市が町内、世帯単位で作成していた国民年金保険料収入台帳（昭和50年4月から53年3月までの期間）及び国民年金手帳記号番号順に作成していた国民年金印紙検認状況表（同年4月から57年12月までの期間）を見ると、申立人の妻及び申立人の両親の名前は同台帳及び同表共に記載されているものの、申立人の名前が記載されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の妻は、昭和58年ごろに夫婦一緒に免除申請を行ったとしているが、A市の国民年金印紙検認状況表を見ると、申立人は申立期間直後の58年1月から同年3月までの期間が全額申請免除とされており、申立人の妻は同期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間当時の申立人の妻の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1873 (事案 180 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月、同年12月及び11年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月及び同年12月  
② 平成11年4月から同年9月まで

先の申立ては、平成20年6月11日付けで認めることはできないとの通知があったが、この結論は、調査を担当した調査員の個人的な判断によるものであると思われ、納得がいかない。第三者委員会は、社会保険庁側に記録が無く、本人も領収書等の物的証拠が無い場合に、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討して判断してくれるのではなかったのか。

自営業のため収益の波が大きく、特に、平成10年11月分については、納付が苦しく自分で社会保険事務所へ電話して、一時的な納付の猶予について申し立てた記憶があるほど保険料納付に対して認識があり、この期間についても、その後、妻に納付させたはずである。11年4月から同年9月分までについては、いつごろ納付したか不明であるが、免除を受けるまでの期間はすべてきちんと納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立人の妻に申立期間の保険料を納付させたとし、申立人が納付に直接関与していないことから、当時の状況は不明であること、保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の申立てについて、年金記録の訂正は必要でないとする判断

は、調査を担当した調査員の個人的な判断によるものであるとしているが、申立人が主張するとおり、第三者委員会は、社会保険庁側に記録が無く、本人も領収書等の直接的な物的証拠を持っていないなどの申立てについて、適正な判断を下すため、複数の委員で構成した委員会において、申立てを十分に汲み取り、関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行っている。今回の申立内容は、当初の申立内容に変更は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年4月まで

昭和36年当時、夫は厚生年金保険に加入しており、私は夫の勧めでA市役所で国民年金に任意加入した。保険料の納付は、亡くなった夫がすべて行ってくれていたと記憶している。夫がいつ、どのように保険料を納付していたのか記憶に無いが、納税組合に1か月300円ぐらい納付していたと思う。今持っている国民年金手帳には、52年5月4日に資格を取得したと記載してあるが、36年4月から52年4月までの加入期間が記入されていない。間違っていると思うので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろにA市役所において国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、申立ての当初においては、申立人の夫が加入手続を行ったとしており、申立人の加入手続に関する記憶は曖昧である上、国民年金手帳の受領に関する記憶も無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和52年3月15日に払い出され、申立人は、任意加入被保険者として、同年5月4日に資格取得したとされており、このことは申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」とも一致していることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったとみられる。

この資格取得日を基準にすると、申立人の夫は、申立期間においては厚生年金保険被保険者であることから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって資格を取得することはできない。このため、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から42年10月まで

私は、会社退職後、昭和38年ごろに自宅に来たA市B町内の当番の人を通して国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は婚姻しており、同じ敷地内に両親と同居していた妹は母屋で、私たち夫婦は離れで、別々に暮らしていた。保険料は、初めのころは集金に来ていた町内の当番の人に、途中からは同市役所C支所で納付するようになり、納付金額は100円から200円ぐらいであったと記憶している。申立期間について、妹は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろにA市B町内の当番の人を通して国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市では、当時、加入手続は本庁と地区センター（出張所）で行っていたとしており、申立人の主張とは相違する上、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、加入手続後は町内の当番の人に納付し、その後、同市役所C支所で納付するようになったとしているが、申立人は、申立期間の保険料の納付周期が何か月ごとであったのか記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立人の妹が国民年金に加入後、同じ敷地内で申立人の両親と暮らしていた期間については納付済みとされていることを理由に、申立期間の保険料を納付したと主張しており、申立人の妹は、国民年金加入手続及びその両親と同居していた期間における保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、当該期間の保険料の納付方法等は確認できないものの、申立人の妹の納付記録を見ると、国民年金に加入した昭和39年1月から婚姻したことにより両親と別居した42年2月までの期間の保険料は納付済みとされている。しかしながら、申立人と申立

人の妹が同じ敷地内に暮らしていた期間において、申立人の妹の保険料が納付済みとされている期間は、申立期間の一部であるほか、申立人は、同じ敷地内に住んでいた期間の申立人の妹の保険料は、申立人の母親が申立人とは別に納付していたとしており、申立人と申立人の妹の保険料の納付方法は異なっていることから、申立人の主張は合理的でない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月1日に夫婦連番でD市において払い出され、その資格取得日は42年11月1日とされている。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている「はじめて被保険者となった日 昭和42年11月1日」とも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、A市には申立人の国民年金被保険者名簿及び納付記録は存在しないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から48年3月まで

平成20年春に送付されてきた私たち夫婦のねんきん特別便を見ると、夫婦共に国民年金保険料の納付済月数が、加入月数の半分しかない。夫は、18年1月に亡くなったが、生前「二人の国民年金加入手続をし、保険料の未納分は全額納付したから、我々の年金は全額もらえるよ。」と年金を受給する前から私に言っていた。夫は、決して嘘をつくような人ではなく、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は既に死亡しているため、加入手続、申立期間の保険料納付等の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と共に昭和51年1月ごろに払い出されており、これ以前に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。申立人の納付記録を見ると、申立期間後の昭和48年度及び49年度の保険料が第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）終了直前の同年12月30日に過年度納付されていることが確認できる。このため、この過年度納付した時点においては、特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、この時点において、申立人は37歳であり、60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場合の保険料納付月数は305か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要。）が可能であったことから、申立期間の保険料を特例

納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

平成20年春に送付されてきた私たち夫婦のねんきん特別便を見ると、夫婦共に国民年金保険料の納付済月数が、加入月数の半分しかない。夫は、18年1月に亡くなったが、生前「二人の国民年金加入手続をし、保険料の未納分は全額納付したから、我々の年金は全額もらえるよ。」と年金を受給する前から私に言っていた。夫は、決して嘘をつくような人ではなく、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が夫婦の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は既に死亡しているため、加入手続及び申立期間の保険料納付等の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と共に昭和51年1月ごろに払い出されており、これ以前に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。申立人の納付記録を見ると、申立期間後の昭和44年度から49年度までの保険料が第2回特例納付（実施期間：49年1月から50年12月まで）及び過年度納付を併用して、同年12月30日に納付されていることが確認できる。このため、この納付日時点においては、特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、この時点において、申立人は41歳であり、60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場

合の保険料納付月数は 303 か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で 300 か月必要。）が可能であったことから、申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月及び同年9月の期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

また、申立人の昭和63年8月及び同年9月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月及び同年9月

夫(申立人)は、申立期間当時、私(申立人の妻)の被扶養者であったことが明らかであり、国民年金の第3号被保険者とされるべきであったが、行政の指導が無かったため、第3号被保険者の届出を行わなかった。行政の指導に問題があったことが原因であるので、第3号被保険者期間と訂正してほしい。

また、昭和63年9月にA市B区役所で保険料免除を申請し、同年8月から免除とされたはずである。申立期間が第3号被保険者期間と認められない場合は、当該期間を免除期間と訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、申立人が申立期間当時に国民年金第3号被保険者に該当する要件を備えていたにもかかわらず、行政が保険料免除についてのみ指導し、第3号被保険者の届出を行うよう指導しなかったことにより、不利益を被ったため、第3号被保険者期間として記録を訂正すべきであると述べている。

しかし、国民年金法第12条の規定により、第3号被保険者は、その資格等に関する事項を届け出ることとされている。申立人の妻は、申立人の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を行っていないことを前提に申し立てており、申立人の妻の主張と社会保険庁の記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、

社会保険庁の記録管理に不備が無かったことは明らかである。

また、申立人の妻は、2年以上前に遡<sup>そきゅう</sup>及して第3号被保険者の保険料納付済期間と認定できるよう制度改正されていること（第3号被保険者の届出の特例）を論拠として、申立期間の記録を第3号被保険者保険料納付済期間に訂正するよう申し立てている。しかし、第3号被保険者の特例措置に係る届出は行われていないことは明らかである上、かかる認定事務は社会保険庁が行うものであり、当委員会が行うものではない。

- 2 申立人は、生活保護（生活扶助）受給に伴い、国民年金保険料は昭和63年10月から法定免除とされている。

これについて、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料納付が困難となった昭和63年8月から社会保険庁及びA市B区役所へ相談しており、そのころに生活保護の申請を行ったはずであるので、申立期間も保険料免除とされるべきであると述べている。

しかし、国民年金保険料の法定免除の開始時期は、生活保護の申請時期を基準とするものではなく、申立期間当時の制度では、生活保護法による生活扶助を受給するに至った日の属する月前における直近の基準月から保険料を免除することとされていた。A市B区社会福祉事務所の記録では、申立人の生活保護は昭和64年（平成元年）1月に開始とされていることから、当該月前の直近の基準月である63年10月に遡<sup>そきゅう</sup>及して保険料免除とされている社会保険庁の記録に不合理な点は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

昭和56年4月に会社を退職後、妻と二人で電気工事の自営業を経営していた。業者仲間の青色申告会の説明会に参加して国民年金の説明を受けたので、A市B区役所へ行き加入手続を行うとともに、今回提出した銀行通帳に示す口座振替の手続を行い保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目は、昭和45年10月にC市で払い出されている。社会保険庁が保管する当該記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は47年2月に国民年金の資格を喪失したことが記載されており、以降、申立期間当時にA市B区で資格を再取得した記載は無い。

また、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和61年12月にD市で払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも同市の住所が記載されている。当該年金手帳には、申立人が同年4月に国民年金の資格を取得したことが記載されており、これは社会保険庁の記録と一致している。社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市B区で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらないほか、上記の二つの国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人は、1回目の国民年金手帳記号番号で昭和47年2月に国民年金の資格を喪失して以降、61年12月ごろに加入手続を行って2回

目の国民年金手帳記号番号を取得するまで、国民年金の再加入手続を行っていなかったものとみられる。このため、申立人は申立期間当時には、国民年金に加入していなかった上、申立期間は資格喪失から資格取得までの間の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 59 年 10 月に A 市 B 区から D 市に転居したが、両市では共に、申立人とその妻は別の預金口座からの振替により国民年金保険料を納付していたとしている。申立人は、申立人の保険料が口座振替により納付されたことを示す資料として申立人名義の預金通帳 3 冊の写しを提出しており、これら預金通帳（写）には、申立期間中の同年 10 月、60 年 1 月、同年 3 月及び同年 7 月にそれぞれ一人の 3 か月分に相当する額の保険料が振替納付されたことが記録されている。

しかし、A 市の「国民年金口座振替対象者一覧表」により、今回提出された申立人名義の預金通帳（写）と同一金融機関の同一番号の預金口座から申立人の妻の国民年金保険料を口座振替する旨の申出が昭和 56 年 6 月にあり、59 年 9 月までの保険料が口座振替により収納されたことが確認できるが、申立人の保険料の口座振替についての記録は見当たらない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 12 月 24 日に、62 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 4 月 14 日に納付したことが記録されている。D 市では、保険料の口座振替は昭和 52 年度から開始し、61 年度以降は毎月 25 日に振り替えていたとしていることから、上記の申立人の保険料納付は口座振替によるものとは考えられず、61 年 12 月ごろに同市で国民年金の加入手続を行った後に納付書によりまとめて納付したと考えるのが自然である。一方、社会保険庁のオンライン記録には、申立人の妻は、61 年 4 月以降の保険料を毎月 25 日（25 日が金融機関の非営業日である月は 26 日）に納付したと記録されており、これは口座振替による納付と考えられる。

以上のことから、申立人は、少なくとも昭和 61 年度以前は国民年金保険料の口座振替を行っておらず、その妻は申立期間当時から口座振替により納付していたとみられ、申立人が提出した預金通帳（写）に記録されている保険料納付はその妻に係るものであると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から44年3月まで

私は昭和38年\*月に20歳になり、同年10月ごろにA市B区役所の集金人が自宅に来た際、私の父親がその場で私の国民年金加入手続を行った。その際、父親が100円から300円程度の保険料を納付したことを覚えている。以降、3か月ごとに来る集金人に、父親が保険料をきちんと納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付はその父親が行ったとしており、申立人は関与しておらず、父親は死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和43年10月）後の同年11月にその妻と連番で、A市B区で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に居住していた同区において、同年11月より前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された記載は確認できない。

さらに、申立人の妻は、婚姻後は、妻が夫婦の国民年金加入手続を行ったが、それ以前に加入していた申立人の記録が消えているとしている。しかし、申立人は、申立期間当時から昭和46年10月まで住民登録の異動は無く、20歳の当時からA市B区で加入し、引き続き保険料を納付していたのであれば、同区で改めて43年11月に国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和43年11月ごろに行われ、その際に20歳到達時である38年\*月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和41年10月から44年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。しかし、婚姻後に夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、集金人に保険料を納付していたとするのみで、過年度納付書による納付の記憶は無いほか、妻の資格取得（43年8月）から44年3月までの保険料は未納であり、加入手続後に、上記期間の保険料が過年度納付及び現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その上、申立人は、その両親も国民年金に加入し、両親と申立人の三人分の保険料を納付していたと説明している。しかし、申立人の両親は共に明治38年生まれであるため国民年金に加入することはできず、両親の国民年金加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年度のうちの1か月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年度のうちの1か月

私の夫の口座から、平成10年12月17日に国民年金保険料1万3,300円が引き落とされている。しかし、夫は国民年金に加入していないので保険料が引き落とされるはずはなく、私は平成10年度の保険料をA市で前納した。保険料が還付された覚えは無いので、この口座振替分は私の保険料の重複納付であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したその夫名義の預金通帳には、平成10年12月17日に国民年金保険料として1万3,300円(当時の1か月分の保険料)が支払われた記録がある。当該預金通帳の金融機関の記録及びB町の口座振替方法から、この預金通帳記載の保険料は申立人の同年11月の保険料と推認される。

また、申立人が所持する領収書から、申立人は、B町に転入する以前の平成10年4月に、A市で平成10年度の国民年金保険料を前納していたことが確認できる。

以上のことから、申立人が主張するとおり、申立人は、平成10年度の国民年金保険料をA市で前納した後、B町で口座振替により平成10年11月の保険料を重複して納付したものと認められる。

一方、B町の記録では、申立人に対して、平成10年11月の国民年金保険料1万3,300円を同年12月25日に還付したことが記録されており、これは、上記の重複納付による過誤納金を還付したものと考えられる。同町の記録では、当該還付金を申立人の夫名義の預金口座に振り込んだことが記録されており、夫が所持する当該口座の預金通帳により、同町から還付金相当額の振込みがあったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から53年3月まで  
② 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料はA市B区役所から来た女性の集金人に、月額2,000円ぐらいを納付し、その際に年金手帳に領収印を押してもらっていた記憶がある。万一、未納とした月があれば、次回の集金日に必ず納付したはずで、年金手帳には領収印が全部あったと思う。このため、申立期間についても夫婦共に保険料を納付していたはずであり、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎年来訪する集金人に申立人夫婦の国民年金保険料を納付し、所持していたオレンジ色の年金手帳に検認印を押してもらっていたと記憶している。しかし、この申立人の記憶は、申立人夫婦が居住するA市では、集金人は3か月ごとに集金していたこと、申立期間の前の昭和50年度からは、集金人が集金する場合でも、国民年金手帳の印紙検認に代えて領収書を渡す方式に変わっていたこと、申立人が記憶するオレンジ色の年金手帳（昭和49年11月から使用が開始された年金制度共通のものとみられる。）には印紙検認記録欄は無いことなどの事実と相違しており、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

また、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、夫婦共に、申立期間①と②の間の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を55年7月に過年度納付したことが記録されており、申立期間当時は、集金人に毎月納付していたとする申立人の説明と相違する。

さらに、申立期間は2期間で計24か月に及び、申立人夫婦共に同一期間の国民年金保険料が未納と記録されている。A市では、この当時、現年度保険料を3か月ごとに集金していたことから、申立期間の保険料を集金人に現年度納付したとすると、計8回の納付機会があったことになるが、夫婦共に、そのすべてが行政の管理する年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料が現年度納付されなかった場合には、社会保険事務所から送付される過年度納付書により納付することが可能である。しかし、申立人には過年度納付の記憶は無く、昭和53年4月から同年6月までの保険料を過年度納付したことについての記憶も無いとしているなど、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から53年3月まで  
② 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料はA市B区役所から来た女性の集金人に、月額2,000円ぐらいを納付し、その際に年金手帳に領収印を押してもらっていた記憶がある。万一、未納とした月があれば、次回の集金日に必ず納付したはずで、年金手帳には領収印が全部あったと思う。このため、申立期間についても夫婦共に保険料を納付していたはずであり、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間当時、毎年来訪する集金人に夫婦の保険料を納付し、所持していたオレンジ色の年金手帳に検認印を押してもらっていたと記憶している。しかし、この申立人の夫の記憶は、申立人夫婦が居住するA市では、集金人は3か月ごとに集金していたこと、申立期間の前の昭和50年度からは、集金人が集金する場合でも、国民年金手帳の印紙検認に代えて領収書を渡す方式に変わっていたこと、申立人の夫が記憶するオレンジ色の年金手帳(昭和49年11月から使用が開始された年金制度共通のものと思われる。)には印紙検認記録欄は無いことなどの事実と相違しており、申立人の夫の記憶には不確かな点が見受けられる。

また、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳(マイクロフィルム)には、夫婦共に、申立期間①と②の間の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を55年7月に過年度納付したことが記録されており、申立期間当時は、集金人に毎月納付していたとする申立人の夫の説明と相違する。

さらに、申立期間は2期間で計24か月に及び、申立人夫婦共に同一期間の国民年金保険料が未納と記録されている。A市では、この当時、現年度保険料を3か月ごとに集金していたことから、申立期間の保険料を集金人に現年度納付したとすると、計8回の納付機会があったことになるが、夫婦共に、そのすべてが行政の管理する年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料が現年度納付されなかった場合には、社会保険事務所から送付される過年度納付書により納付することが可能である。しかし、申立人の夫には過年度納付の記憶は無く、昭和53年4月から同年6月までの保険料を過年度納付したことについての記憶も無いとしているなど、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1884（事案 1586 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から48年3月まで

昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料を、第3回特例納付の実施期間中に分割で納付し、なお未納であった申立期間の保険料を社会保険事務所において納付したとの申立内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年7月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知文を受け取った。

前回の申立ての際には、申立期間の保険料納付のために社会保険事務所に持参した金額は10万円から20万円としていたが、今回、40万円ぐらいの金額を持参したことを思い出したので、これ以外に新たな資料等はないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付するために社会保険事務所に持参したとする金額が、第3回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の額と著しく相違すること、申立期間の直前の保険料を特例納付したのが第3回特例納付の最終日であり、申立期間以外の期間の保険料を特例納付した後に、申立期間の保険料を特例納付したとする申立人の主張と矛盾することなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために社会保険事務所に持参した額について、そのころに行った旅行代金が30数万円であったので、それを上回る40万円程度であったことを思い出したとしている。

しかし、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額は34万8,000円であることは既に当委員会が申立人に通知しているところ

ろであるほか、当該通知の前に行われた申立て（前回の申立て）の時点では、申立人は、社会保険事務所に持参した10万円から20万円の金額の中から申立期間の保険料を特例納付し、残余の金額をその夫の未納期間の保険料として収納するよう社会保険事務所の職員に依頼したと説明しており、申立人の保険料額に関する記憶はあいまいである。

また、申立期間の直前の国民年金保険料を特例納付したのが第3回特例納付の最終日であり、申立期間以外の期間の保険料を特例納付した後に、申立期間の保険料を特例納付したとする申立人の主張と矛盾することについては、今回の申立てにおいても、新たな説明、関連資料は得られなかった。

これらのことから、申立人の新たな主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に加入して、欠かさず保険料を納付してきた。申立期間の保険料を前納したことは国民年金手帳に検認印と領収書の記録があり、保険料を還付された記憶は無いので、保険料が還付されたとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の国民年金保険料が納付されたが、申立期間のうち昭和50年3月の保険料が同年7月に、48年1月から50年2月までの保険料が54年6月に還付決定されたことが記載されており、保険料還付整理簿には、上記被保険者台帳に記載されている還付金額と同一金額の保険料が、それぞれ50年7月及び54年7月に支払われたことが記載されている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、昭和48年1月に取得し、同年3月に喪失、50年3月に再取得と記録されている。国民年金被保険者資格については、社会保険庁のオンライン記録、被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳では共に、48年1月に資格喪失と記録され、以後53年3月まで国民年金の資格を取得した記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時に、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う国民年金の手続を行ったことは無いとしている。

以上のことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたが、後日になって、うち48年1月、同年2月及び50年3月が厚生年金保険被保険者期間であること、48年3月から50年2月までの期間は、厚生年金保険被保

険者資格喪失後に国民年金の任意加入手続が行われていない無資格期間であることが判明したものと考えられ、申立期間の保険料が還付されたことについて不合理な点は無い。

加えて、保険料還付整理簿には、申立人の国民年金保険料が資格喪失の事由により還付されたことが、還付決定年月日、還付金支払年月日等の還付事跡とともに明確に記載されており、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 21 日から 36 年 3 月 10 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認め、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 36 年 3 月 10 日の前後 1 年以内に資格喪失した受給資格者 11 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、7 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に対しては、申立期間後に再度、厚生年金保険被保険者となった期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 49 年 2 月 6 日から同年 5 月 21 日まで

私は、昭和 45 年 10 月にパートとしてA社に入社し、46 年 6 月 1 日に正社員となり、49 年 5 月 20 日に退社した。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 47 年 10 月 26 日から 49 年 2 月 6 日までしか無いので、納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間及びA社の厚生年金保険被保険者期間において国民年金保険料を納付し、そのうち、同社の厚生年金保険被保険者期間において納付した当該保険料については、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得を理由に、平成 21 年 4 月 24 日に還付を受けていることが確認できる。

また、申立期間①については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得に必要な当該番号は昭和 48 年 1 月 22 日に払い出されている上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)には、申立期間①に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人の被保険者原票に申立人がA社の被保険者資格を喪失した翌日の昭和 49 年 2 月 7 日に、申立人の健康保険証が返納されたことが記録されており、事業主は、社会保険事務所の記録のとおり申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届を提出したものと認められる。

加えて、A社は、当時の関係書類を保存しておらず不明としている上、当時の同僚は死亡していることなどから、申立期間②の勤務実態について証言を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から22年6月1日まで  
② 昭和23年8月15日から同年12月1日まで  
③ 昭和24年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和20年4月1日から、A役場内にあったB事業所に勤務していた。同年5月31日付けの同事業所の辞令書もある。同事業所解散後もC事業所において同じ仕事で継続して勤務していた。健康保険証を使用して通院した覚えもあるので、給料から社会保険料が控除されていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚の証言及び申立人が提出したB事業所の辞令書により、当該期間に、申立人が当該事業所においてその主張する職務に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に同職種で入社したとしている同僚は、「自分は、昭和20年4月から22年3月までの期間については厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、B事業所は、すべての職員について、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B事業所は、昭和23年8月\*日に解散しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人はB事業所において昭和22年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年8月15日に資格を喪失している旨記載があり、申立期間①に申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

2 申立期間②について、B事業所は、昭和23年8月\*日に解散しており、事業の継続ができないことから、当該期間に給与の支払及び保険料の控除があったとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、C事業所は、昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、C事業所は、昭和55年6月1日に全喪し、かつ、解散しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等については不明である。

加えて、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人はC事業所において昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年5月1日に資格を喪失している旨記載があり、申立期間②に申立人がB事業所及びC事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

3 申立期間③について、C事業所は、前述のとおり、既に全喪及び解散しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、D事業所（申立期間③後に、申立人が勤務していた事業所）を現在承継するE事業所は、昭和24年当時の職員名簿には申立人の名前の記載が無いいため、勤務の有無について確認することができず、厚生年金保険の取扱いについても資料が無く不明であるとしている。

さらに、当該期間に係るD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、D事業所において昭和24年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年12月1日に資格を喪失している旨記載があり、申立期間③に申立人がC事業所及びD事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1966

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 8 月 20 日まで

夫の生前の話によると、A社に籍を置いたまま出兵し、終戦前に同社に復帰した。昭和 57 年 5 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社には、当時の資料は保存されておらず、申立人も死亡しており、同僚等の証言も得られないため、申立人が申立期間に同社に勤務していた事実は確認できない。

また、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、A社B支店で昭和17年2月1日に資格を取得（保険料の徴収は同年6月1日から）、20年9月1日に資格喪失、その後、23年8月20日に再取得となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社B支店において昭和23年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私は同年8月に同社に入社した。」と証言しており、入社及び資格取得の時期が一致していることが確認できる。

加えて、A社B支店における雇用保険の記録は、資格取得日が昭和23年8月20日、離職日が57年4月30日となっており、いずれも厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1967

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 5 月 7 日まで

当時は通常どおり給料をもらっており、社会保険料は当座預金から引き落とされていた。なぜ、社会保険庁の標準報酬月額が減額訂正されたか不明であり、社会保険料を滞納した覚えは無く、書類に関しては、顧問社会保険労務士に任せてあったので分からない。

標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円(健康保険としては71万円)と記録されていることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年5月7日)より後の同年7月28日付けで、申立期間の標準報酬月額が8万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されたことが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿によると、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、社会保険料を滞納した覚えは無く、減額して<sup>そきゅう</sup>遡及訂正した覚えは無いと主張している。

しかし、複数の元従業員は、「当時、給料や社会保険の事務については、社長とその奥さんがやっていた。」と証言し、また、当時の顧問社会保険労務士は、「当時の社会保険関係の資料は無く、標準報酬月額の減額処理をしたか分からない。しかし、社会保険の事務については、いつも社長の指示を奥さんが電話連絡してきた。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、A社における社会保険事務の責任者であったものと認められ、平成5年7月28日付けの標準報酬月額の減額処理についても、社会保険事務所が、代表取締役

であった申立人の同意を得ずに無断で処理を行ったとは考え難く、申立人が自らの標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
ねんきん特別便が届いて初めて知った。A社を退職する時、主人と一緒に昭和 39 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失したはずなのに、何故か主人だけ同年 9 月 1 日付けで喪失しているのはおかしい。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 39 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、同社は 42 年 2 月 \* 日に解散し、事業主は所在不明のため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間について、新たに被保険者資格を取得した者は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続は、昭和 39 年 9 月 21 日に行われていることが確認できるなど、社会保険事務所の一連の手続に不自然な点はみられない。

さらに、複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、勤務期間に関する記憶が定かでなく、申立人の申立期間の勤務が確認できない上、昭和 39 年 9 月 1 日及び同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した二人の同僚は、退職日と資格喪失日は一致していると証言しているところ、同年 10 月 1 日に資格喪失した同僚は、同年 10 月 15 日に次の会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月31日から23年7月25日まで  
② 昭和23年8月ごろから24年3月ごろまで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所B支店に勤務していた申立期間①については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象期間に算定されないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A事業所の一部は、組織改編により、昭和23年8月にC事業所となったが、私はそのまま24年3月ごろまで引き続き勤務していた。

しかし、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間②についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和24年2月22日に支給決定されているとともに、被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、C事業所が保管している退職者名簿により、申立人

が昭和23年8月15日から24年4月30日までの期間において同事業所B支店に勤務していたことは確認できるものの、同事業所は、当該期間に係る社会保険関係資料は保管しておらず、当該期間における保険料控除に係る関連資料を得ることはできない。

また、A事業所をはじめ、全国の関係事業所は、昭和23年8月14日までに解散することとされていたところ、社会保険事務所の記録によると、同事業所は同年8月15日に全喪するとともに、同事業所の後継組織であるC事業所のB支店は33年7月27日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、いずれの組織も適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人がA事業所及びC事業所B支店の同僚であったと記憶している者を含む複数の者も、申立人と同様に、申立期間②の被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から同年12月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚が、時期は不明としながらも、申立人が同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主の息子で、同社全喪時（平成9年12月21日）に事業主であった者は、「人の入れ替わりの多い職場だったので、厚生年金保険の資格取得手続については、入社からしばらく経ってから行っていた時期があった。」としているとともに、複数の同僚は、「A社の入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しない。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月21日から同年12月1日まで

私は、A社の下請会社であるB社で勤務していた。正確な退社日は記憶していないが、退職後すぐに国民年金に加入した記憶がある。

しかし、年金の被保険者記録を確認したところ、A社の資格喪失日が昭和47年9月21日とされている一方、国民年金の資格取得日が同年12月1日とされているため、申立期間が空白となっている。

厚生年金保険の資格喪失日と国民年金の資格取得日の間に空白期間は無いはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするB社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、昭和46年9月28日から47年9月21日までA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人が記憶しているB社の事業主は46年9月28日から47年10月28日まで、事業主の弟は46年9月28日から47年10月21日までA社における被保険者であったことが確認でき、申立期間当時、同社は下請会社であったB社の従業員をA社における被保険者としていたものと認められる。

しかし、A社には、申立期間当時の関係書類は保管されておらず、申立人が申立期間も引き続き同社の業務に従事していたことは確認できない上、B社は、事業主、その弟及び申立人の3人のみの職場であったところ、申立人以外の2人が昭和47年10月に資格喪失しているにもかかわらず、申立人が同年11月末までA社に係る業務に従事し、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考

え難い。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証は、昭和47年9月に返納されていることが確認でき、社会保険事務所の一連の記録に不自然さやうかがえず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月13日から同年5月9日まで

私は、昭和26年5月29日にA社B支店に入社した。同社がC支店を新設するにあたり、B支店から異動になった。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、その間の2か月間が厚生年金保険の記録が無く、空白となっていることが分かった。

調査をして記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店が保管する人事記録及び被保険者名簿により、申立期間の前後の期間において、申立人が同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社B支店は、申立人は申立期間には勤務しておらず、厚生年金保険料は控除していないと回答している上、同社B支店が保管する人事記録及び被保険者名簿の記録は、社会保険庁の被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、申立人は、A社B支店から同社C支店へ転勤になった際に、厚生年金保険の被保険者期間が空白になったと主張するが、同社B支店の人事記録によれば、申立人が転勤になったのは昭和28年10月15日であったことが確認できる上、当該転勤に係る記録も、社会保険庁の被保険者台帳の得喪記録と一致していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、申立人について記憶しているものの、申立期間に係るA社B支店での勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。